

第111号議案

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

特定任期付職員の給料及び期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	383,500円
2	432,200円
3	483,700円
4	551,500円
5	626,100円
6	712,400円
7	789,000円

第5条中「100分の175」との次に「100分の130」とあるのは「100分の190」とを加える。

第2条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」とあるのは「100分の190」を「100分の125」とあるのは「100分の182.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

参 考（第1条関係）

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新		旧	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第4条 省 略		第4条 省 略	
号給	給料月額	号給	給料月額
<u>1</u>	<u>383,500円</u>	<u>1</u>	<u>373,200円</u>
<u>2</u>	<u>432,200円</u>	<u>2</u>	<u>420,600円</u>
<u>3</u>	<u>483,700円</u>	<u>3</u>	<u>470,700円</u>
<u>4</u>	<u>551,500円</u>	<u>4</u>	<u>536,700円</u>
<u>5</u>	<u>626,100円</u>	<u>5</u>	<u>609,300円</u>
<u>6</u>	<u>712,400円</u>	<u>6</u>	<u>693,300円</u>
<u>7</u>	<u>789,000円</u>	<u>7</u>	<u>780,000円</u>
2～3 省 略		2～3 省 略	
(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)		(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)	
第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例		第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例	

新

第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」とあるのは「100分の190」と、同条例第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

旧

第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の175」と、同条例第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

新

旧

3 第1条の規定による改正前の府中市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて
令和6年4月1日から同条の規定の施行の日の前日まで
に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の
内払とみなす。

参 考（第2条関係）

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用）</p>	<p>（特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用）</p>
<p>第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。</p>	<p>第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の190</u>」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。</p>

新

旧

付 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は
公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施
行する。

2～3 省 略